

業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務

2 業務期間

令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日(火)から令和 8 年(2026 年) 3 月 31 日(火)まで

3 業務目的

札幌市では、第二次産業振興ビジョンにおける基本施策の一つとして、「誰もがチャレンジできる創業環境の整備」を掲げ、創業者を対象としたインキュベーション施設の運営等を行うこととしている。

本業務では、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が設置する北海道大学連携型起業家育成施設（以下「北大BS」という。）に、インキュベーションマネージャー（資格取得予定者を含む、以下「IM」という。）を配置し、当該施設の入居企業や入居予定企業及び退去企業に対し、支援業務及びこれに関連する事業の企画・運営業務等を行い、大学発ベンチャーの創出や中小企業の新事業展開を促進することにより、札幌市内の産業を活性化させることを目的とする。

4 事業費

5,800 千円（税込）を限度とする。

5 業務内容

下記の内容の業務を実施する IM を 1 名配置し、必要な業務を行う。

なお、業務の遂行にあたっては、中小機構が北大BSに配置するチーフインキュベーションマネージャーを中心に、他の IM 等と連携を図り、業務を遂行するものとする。

(1) 勤務体制

勤務にあたっては、午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までを目途とし、年 180 日以上（月最低 10 日以上）、支援体制を整えておくこととする。

なお、業務の必要に応じて、超過勤務及び出張を行うものとする。

(2) 業務の主たる履行場所

北大BS（札幌市北区北 21 条西 12 丁目 2）

(3) 助言・支援業務

ア 施設入居者へのハンズオン支援

I Mは入居企業等に対して、経営、販路開拓、資金調達、人材確保、研究開発等の専門的指導・助言、支援のコーディネート等の総合的なサポートを行うこととする。

また、各入居企業等に対して、入居企業等1社あたり年2回以上のヒアリングを実施の上、経営課題等の把握及びその課題の解決に向けたサポートを行う。

イ 産業支援施設・中小企業支援施策の有効活用による企業支援

ウ 関係機関との連携による企業支援

I Mは、入居企業等の新事業・新産業の創出を促進することを目的とし、入居企業等にとって有用な情報を収集するとともに、入居企業等に対して各種補助金等や支援機関の情報の提供を行う。その際は企業等の相談内容に応じて適切な窓口等を紹介する。

エ 入居予定企業の発掘及び誘致

札幌市等の支援団体と情報共有を密に行い、発掘及び誘致対象者を選定し入居誘致に向けた活動を実施するほか、入居者発掘のため主体的に情報収集を行うこととする。また施設のPR等も併せて行う。

オ 上記の業務実施に必要な事業の企画、運営

(4) 業務報告書作成業務

業務期間中、入居企業等との守秘義務契約に反しない範囲で、札幌市に対して月次報告書及び半期報告書（令和7年9月末時点）を提出すること。なお提出期限は報告対象月の翌月15日までとする。

また、事業終了後、完了報告書を作成し速やかに市長あてに提出すること。

上記各種報告書は電子データにより提出すること。

提出先：

札幌市経済観光局経済戦略推進部 イノベーション推進課

健康医療バイオ産業担当係

電子メール宛先：bio@city.sapporo.jp

6 留意事項

- (1) 業務遂行に当たっては、十分に委託者と打合せを行うこと。また、疑義が生じた場合は、委託者の指示を受けること。
- (2) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

- (3) I Mの身分及び服務上の取扱いについては、受託者の関係規定によるものとする。
- (4) I Mの給与（超過勤務手当及び通勤手当等を含む）、旅費、研修参加費等に係る経費については、委託費の中から支払う。
- (5) I Mに係る健康保険、厚生年金保険等の社会保険及び雇用保険の適用、保険料の事業主負担並びにそれらの支払事務は、必要に応じて受託者が行う。
- (6) I Mに係る災害補償は、受託者の関係規定に基づき、受託者が行う。
- (7) 受託者は、I Mに対し、個人情報保護、倫理基準、情報システムの利用及び情報セキュリティ管理等について、中小機構の関連規程の適用を準用するものとして、これを遵守させること。
- (8) 受託者は、業務を通じて知りえた個人情報及び入居者等の秘密事項について、入居者等当事者が了解した場合を除き、本業務の履行期間および履行後においても他に漏らしてはならない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (10) 各業務での制作・作成物等については、委託者がその著作権を持つものとする。

7 秘密保持

(1) 秘密の保持

- ・本市は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- ・受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- ・受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(2) 個人情報の保護

- ・受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。
- ・本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守ることとする。

- ・受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添の様式を用いて毎月 20 日までに本市に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとし、履行期間の最終月分の報告については、実施報告書とあわせて提出することとする。